

株 主 各 位

東京都港区六本木四丁目1番4号
弁護士ドットコム株式会社
代表取締役社長 内田陽介

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月24日（金曜日）営業時間の終了時までにご到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月25日（土曜日）午前10時（開場 午前9時半）
2. 場 所 東京都港区赤坂九丁目7番1号
東京ミッドタウン・カンファレンス
（ミッドタウン・タワー4階）Room7
※会場は第16回定時株主総会と異なっておりますので、ご来場の際は、お間違いのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項 第17期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 取締役の報酬限度額の改定の件

以 上

新型コロナウイルス感染防止のため、本定時株主総会におきましては極力、当日のご出席を見合わせられ書面にて議決権をご行使されますようお願い申し上げます。
また、経営説明会につきましては、本年も中止することといたします。
感染防止の対応につきましては、次ページに記載しておりますので必ずご確認ください。

- ◎ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.bengo4.com/corporate/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止の対応について

<株主様へのお願い>

- ・感染拡大防止のため、極力、ご出席をお控えいただくようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方、風邪の諸症状がある等、体調不良の方につきましては、株主総会へのご出席をご遠慮いただきたくお願い申し上げます。
- ・発熱、咳等の症状のある方、その他新型コロナウイルス等の感染症が疑われる方につきましては、感染防止のため、ご入場をお断りすることがございます。
- ・ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用をお願いいたします。
- ・時間短縮のため、株主総会の進行につきましては報告事項の読み上げ等の内容を省略させていただく場合もございますので、事前に招集通知のご確認をお願いいたします。
- ・議決権は書面の郵送にて行使することも可能です。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月24日（金曜日）営業時間の終了時までには到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

<感染リスク低減のための当社の対応>

- ・株主総会登壇者および当社スタッフは、事前に体調確認のうえ、マスクを着用して対応いたします。
- ・会場入口付近に消毒液を用意いたします。
- ・会場内は、株主様に可能な限り間隔をあけてお座りいただけるよう座席を配置いたします。
- ・安全上の理由により、ドリンクの提供は中止させていただきます。

<会場について>

今後の状況により、やむを得ず、開催場所や開催時間、その他上記対応を変更する場合がございます。
変更があった場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.bengo4.com/corporate/>) にてお知らせしますので、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、ワクチンの普及や政府による経済対策の効果により、経済活動は緩やかに持ち直しの動きが続きました。しかしながら、変異株による感染リスクの再拡大やウクライナ危機の発生による市況価格の更なる高騰など、先行きは依然として不透明な状況であります。

当社は、“専門家をもっと身近に”を経営理念として、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」および税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」等を通じたインターネットメディアの運営、ならびにWeb完結型クラウド契約サービス「クラウドサイン」をはじめとしたIT・ソリューションサービスの提供を行ってまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は6,877百万円（前事業年度比29.3%増）、営業利益1,139百万円（前事業年度比560.2%増）、経常利益1,149百万円（前事業年度比530.6%増）、当期純利益702百万円（前事業年度比986.1%増）となりました。

報告セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

(メディア事業)

メディア事業では、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」および税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」等を通じたインターネットメディアの運営を行っております。

「弁護士ドットコム」では、ユーザーに向けた有益なコンテンツの提供やユーザビリティの向上に注力するとともに、身近な話題を弁護士が法的観点から解説するオウンドメディア「弁護士ドットコムニュース」の記事配信による認知度向上に努めました。その結果、2022年3月における月間サイト訪問者数は1,064万人（前年同月比9.2%減）、当事業年度末時点の会員登録弁護士数が22,170人（前年同月比2.2%増）、そのうち、弁護士支援サービスの有料会員登録弁護士数が5,210人（前年同月比0.2%減）、「弁護士ドットコム」の有料会員サービスの有料会員数が181,188人（前年同月比9.8%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,754百万円（前事業年度比3.6%増）、セグメント利益は1,506百万円（前事業年度比19.4%増）となりました。

（IT・ソリューション事業）

IT・ソリューション事業では、Web完結型クラウド契約サービス「クラウドサイン」をはじめとしたIT・ソリューションサービスの提供を行っております。

「クラウドサイン」では、積極的な人材採用による開発体制・営業体制の強化および各種媒体への広告出稿等を通じて、ユーザビリティの向上、認知度の向上、および顧客基盤の拡大に努めました。その結果、当事業年度の契約送信件数は4,387,683件（前事業年度比63.6%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,123百万円（前事業年度比84.2%増）、セグメント利益は532百万円（前事業年度は324百万円のセグメント損失）となりました。

（2）設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は、409,900千円であり、その主なものは、本社分室の移転に伴う支出が23,841千円、および当社の事業運営を行うためのソフトウェアの開発にかかるものが383,201千円であります。

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

（4）対処すべき課題

当社は、今後、中長期的な企業の成長のための経営戦略を実行し、経営理念を実現するため、以下のような課題に対処してまいります。

① 収益基盤の強化および事業領域の拡大

当社は「弁護士ドットコム」における弁護士支援サービスおよび有料会員サービスによる収益を中心として収益基盤を構築してまいりましたが、今後の成長のために更なる収益基盤の強化と事業領域の拡大が課題であると認識しております。

この課題に対応するため、「弁護士ドットコム」の運営においては、継続的にサイトのコンテンツの拡充およびユーザビリティの向上を実施し、認知度の向上および顧客基盤の拡大を実現することで、広く社会からインターネットを通じた弁護士へのアクセスをより容易とし、顕在・潜在する法的トラブルの解決および予防に貢献する、価値の高い法律相談ポータルサイトへと成長させ、サ

イト利用者である一般ユーザーおよび弁護士の更なる支持を獲得し、収益の拡大を図ってまいります。

同時に、税理士をはじめとした弁護士以外の専門家についても、「弁護士ドットコム」の運営を通じて得たノウハウを活用し、インターネットを通じて、専門家へのアクセスをより容易とし、一般ユーザーが抱えている課題の解決に貢献する、価値の高いサービスを積極的に展開することで事業領域の拡大を図ってまいります。

また、Web完結型クラウド契約サービス「クラウドサイン」については、ユーザビリティの向上、認知度の向上、および顧客基盤の拡大に努め、電子契約の普及・市場拡大に貢献することにより、企業および個人の生産性向上、コンプライアンスの強化を実現することで、収益の拡大を図ってまいります。

② システムの安定稼働およびセキュリティの強化

当社はインターネットメディア事業を展開しているため、サービス提供にかかるシステムの安定稼働およびセキュリティ管理が重要な課題であると認識しております。

この課題に対応するため、今後の事業拡大においてサービス利用者数が増加した場合も、環境の変化に対応したシステム保守管理体制を構築することで、システムの安定稼働および高度なセキュリティが維持されたサービス提供が可能となるように努めてまいります。

③ 優秀な人材の確保および組織体制の強化

当社は、今後の更なる事業拡大を目指すうえで、開発部門および営業部門等における優秀な人材の確保およびその人材の育成が重要な課題であると認識しております。

人材確保においては、積極的な中途採用活動を実施し、当社の経営理念に共感を持った早期に戦力化可能な人材の採用を行ってまいります。

人材の育成については、採用した人材のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築を行うことで、最大限の実力を発揮できる組織体制の強化および最適な人員配置を実施してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第14期	第15期	第16期	第17期 当事業年度
	(2019年3月期)	(2020年3月期)	(2021年3月期)	(2022年3月期)
売 上 高	3,132,511 千円	4,132,528 千円	5,318,075 千円	6,877,241 千円
経 常 利 益	511,379 千円	395,654 千円	182,261 千円	1,149,365 千円
当 期 純 利 益	333,224 千円	260,253 千円	64,661 千円	702,278 千円
1株当たり当期純利益金額	15.02 円	11.70 円	2.90 円	31.56 円
総 資 産	2,253,721 千円	2,520,665 千円	3,102,313 千円	3,812,211 千円
純 資 産	1,869,523 千円	2,130,908 千円	2,196,505 千円	2,398,843 千円
1株当たり純資産額	84.02 円	95.70 円	98.60 円	108.17 円

(注) 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事 業 区 分	事 業 内 容
メ デ ィ ア 事 業	「弁護士ドットコム (bengo4.com)」 「税理士ドットコム (zeiri4.com)」の運営
IT ・ ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	「クラウドサイン」等の提供

(8) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区六本木四丁目1番4号
大 阪 支 社	大阪府大阪市北区西天満二丁目6番8号
福 岡 支 社	福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目8番33号

(注) 2021年8月に本社分室(東京都港区六本木四丁目2番14号)を閉鎖し、その業務は本社に移管しました。

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
343名	23名増	35.5歳	2.9年

セグメントの名称	従 業 員 数
メディア事業	141名
IT・ソリューション事業	159名
全社（共通）	43名
合計	343名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 全社（共通）は管理部門の従業員であります。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,264,500株
- (3) 株主数 11,262名
- (4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
Authense Holdings 株式会社	10,038,900	45.29
元 榮 太 一 郎	4,881,100	22.02
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	543,600	2.45
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	536,456	2.42
THE BANK OF NEW YORK 133652	360,400	1.62
JP MORGAN CHASE BANK 380634	250,000	1.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	185,600	0.83
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	172,500	0.77
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	150,000	0.67
THE BANK OF NEW YORK 133612	124,700	0.56

- (注) 1. 上記株主の英文名は、(株)証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。
2. 持株比率は、自己株式 (101,259株) を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年3月31日現在）

		第5回新株予約権	
発行決議日		2014年6月11日	
新株予約権の数		57個	
新株予約権の目的である株式の種類および数		普通株式17,100株 (新株予約権1個につき300株)	
新株予約権払込金額		金銭を払い込むことを要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり78円	
新株予約権の行使期間		2016年6月13日から 2024年5月31日	
新株予約権の主な行使条件		(注) 2	
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	0個
		目的となる株式の数	0株
		保有者数	0名
	社外取締役	新株予約権の数	0個
		目的となる株式の数	0株
		保有者数	0名
	監査役	新株予約権の数	57個
		目的となる株式の数	17,100株
		保有者数	1名

(注)1. 当社は、2016年10月1日をもって1株につき3株の割合をもって株式分割を行っておりま
す。これにより新株予約権の目的である株式の数および新株予約権の行使に際して出資される
財産の価額は調整されています。

2. 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

- ① 割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコ
ンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者は、新株予約権の行使
時においても、いずれかの地位を有していることを要するものとします。
- ② 新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り
新株予約権を行使することができるものとします。
- ③ 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとします。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状
況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
元 榮 太郎	代表取締役会長	弁護士法人Authense法律事務所 代表社員 Authense Holdings株式会社 代表取締役 Authense Consulting株式会社 代表取締役 参議院議員 参議院文教科学委員長 株式会社ユニバーサルスポーツジャパン 代表取締役
内 田 陽 介	代表取締役社長	
田 上 嘉 一	取締役	
橘 大 地	取締役	
松 浦 啓 太	取締役	
石 丸 文 彦	取締役	株式会社アコード・ベンチャーズ 代表取締役
村 上 敦 浩	取締役	株式会社カカコム 取締役執行役員
上野山 勝 也	取締役	株式会社PKSHA Technology 代表取締役 株式会社PKSHA Workplace 代表取締役 株式会社アイテック 取締役 株式会社アシリレラ 取締役 株式会社PKSHA Communication 取締役
唐 樋 和 明	常勤監査役	
須 田 仁 之	監査役	
阿久津 操	監査役	株式会社コブリーズ 代表取締役

- (注) 1. 取締役元榮太郎氏は、2021年12月17日の臨時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役渡邊陽介氏は、2021年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 取締役石丸文彦氏、村上敦浩氏および上野山勝也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 常勤監査役唐樋和明氏、監査役須田仁之氏および阿久津操氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 常勤監査役唐樋和明氏は、長年にわたり資金調達、M&Aをはじめとする幅広い業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は取締役石丸文彦氏、村上敦浩氏および上野山勝也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	職名
執行役員	澤 田 将 興	経営企画室長兼管理部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役、当社執行役員、および当社社外派遣役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2013年6月28日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2013年9月25日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月26日開催の取締役会にて代表取締役社長内田陽介氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役9名	75,450千円
監査役3名	13,800千円
うち社外役員6名	28,050千円

- (注) 1. 上記の取締役の支給人員には、2021年6月26日に退任した取締役1名を含んでおります。
2. 当事業年度の報酬は基本報酬のみであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

イ. 取締役 石丸文彦氏

取締役石丸文彦氏の兼務先である株式会社アコード・ベンチャーズは、当社との間に特別の関係はありません。

ロ. 取締役 村上敦浩氏

取締役村上敦浩氏の兼務先である株式会社カカクコムは、当社との間に特別の関係はありません。

ハ. 取締役 上野山勝也氏

取締役上野山勝也氏の兼務先である株式会社PKSHA Technology、株式会社PKSHA Workplace、株式会社アイテック、株式会社アシリレラおよび株式会社PKSHA Communicationは、当社との間に特別の関係はありません。

ニ. 監査役 唐樋和明氏

監査役唐樋和明氏は、当社以外の会社との兼職はありません。

ホ. 監査役 須田仁之氏

監査役須田仁之氏は、当社以外の会社との重要な兼職はありません。

ヘ. 監査役 阿久津操氏

監査役阿久津操氏の兼務先である株式会社ココブリーズは、当社との間に特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
取締役 石丸 文彦	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 村上 敦浩	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 上野山勝也	就任後開催の取締役会15回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役 唐樋 和明	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、また、監査役会21回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 須田 仁之	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、また、監査役会21回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 阿久津 操	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席し、また、監査役会21回のうち20回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役石丸文彦氏は、ベンチャーキャピタルにおける投資経験や経営経験に基づく当社の経営全般に対する助言を期待されており、在任期間中に当該助言を通じて当社の経営体制が更に強化されたものと判断しております。

社外取締役村上敦浩氏は、コンサルティング会社および事業会社でのビジネス経験および経営経験に基づく当社の経営全般に対する助言を期待されており、在任期間中に当該助言を通じて当社の経営体制が更に強化されたものと判断しております。

社外取締役上野山勝也氏は、事業会社における経営経験および専門知識に基づく当社の経営全般に対する助言を期待されており、在任期間中に当該助言を通じて当社の経営体制が更に強化されたものと判断しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	84,800千円

(注) 1. 当社の監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、会計監査人の前事業年度の監査計画・職務遂行状況、当事業年度の監査報酬見積りの相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、同意しました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「SOC2保証業務」および「ISMAP情報セキュリティ監査業務」を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役および使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役社長をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。

ロ. 取締役会は、取締役会規程の定めに従い法令および定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。

ハ. 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款および定められた規程に従い、業務を執行する。

ニ. 取締役の業務執行が法令・定款および定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。

ホ. 内部監査の担当者を設置し、内部監査規程に従って監査を実施する。

ヘ. 取締役および使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合、社内通報に係る規程に従い報告する。

ト. 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令および定款違反を未然に防止する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役および監査役は常時これらの書類を閲覧できるようにする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、管理部を中心として様々なリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また、危機管理規程に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が、効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して、議論、審議にあたる。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項
監査役会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととする。当該使用人は監査役会の指揮命令に従い、その人事については監査役会の同意を必要とするものとする。
- ⑥ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、会社に重要な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- ⑦ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への社内通報について、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止し、これを社内通報に係る規程に定めるものとする。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。
- ⑨ その他の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人は説明を求められた場合には、監査役に対して詳細に説明することとする。会計監査人および管理部と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推進する。

財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。

財務報告の信頼性を確保するために、管理部を中心に、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役に報告する。

当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

⑪ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

イ. 「反社会的勢力との関係遮断」の基本方針

当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）との関係を一切遮断する。

ロ. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

ア) 反社会的勢力対応部署を設置し、反社会的勢力に関する情報収集・管理体制を確立する。

イ) 外部専門機関との連携体制を確立する。

ウ) 反社会的勢力対策規程、反社会的勢力対策マニュアルを策定し、周知徹底を実施する。

エ) 取引規約に暴力団排除条項を導入する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は19回開催しており、経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規程等の社内規程を制定し、取締役が法令および定款に則って行動するように徹底しております。

② 監査役の職務執行

当事業年度において、監査役会は21回開催しており、監査役相互による意見交換が行われております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席の他、会計監査人ならびに内部監査担当者との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務の執行について監査をしております。

③ リスク管理およびコンプライアンス

当社はリスクの軽減、予防の推進および迅速な対処のため、危機管理規程の制定およびコンプライアンス委員会の開催を通じて、リスクマネジメント体制の強化およびコンプライアンスの遵守に努めております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 剰余金の配当

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施していません。株主への利益配分につきましては、経営の最重要課題のひとつと位置付けておりますが、現在は優秀な人材の採用等の必要運転資金として内部留保の充実に注力する方針であります。

将来的には、経営成績および財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討いたしますが、配当実施の可能性およびその実施時期等については、現時点において未定であります。

なお、当社は、剰余金を配当する場合には、期末配当の年1回を基本方針としておりますが、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けており、配当の決定機関は、取締役会であります。

② 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実行可能とするため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしています。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,897,370	流動負債	1,413,368
現金及び預金	1,676,476	未払金	486,369
売掛金	1,015,467	未払費用	69,362
貯蔵品	1,569	未払法人税等	466,907
前払費用	214,275	未払消費税等	172,079
未収入金	9,484	前受金	151,559
その他	8,740	預り金	67,090
貸倒引当金	△28,643		
固定資産	914,841		
有形固定資産	72,319	負債合計	1,413,368
建物	47,105	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	25,214	株主資本	2,397,374
無形固定資産	572,245	資本金	439,667
ソフトウェア	465,752	資本剰余金	405,361
ソフトウェア仮勘定	103,514	資本準備金	405,361
特許権	908	利益剰余金	2,052,774
商標権	2,069	その他利益剰余金	2,052,774
投資その他の資産	270,276	繰越利益剰余金	2,052,774
投資有価証券	3,874	自己株式	△500,428
関係会社株式	49,000	新株予約権	1,469
敷金及び保証金	110,836		
破産更生債権等	9,203		
長期前払費用	9,604		
繰延税金資産	96,961		
貸倒引当金	△9,203	純資産合計	2,398,843
資産合計	3,812,211	負債・純資産合計	3,812,211

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,877,241
売 上 原 価	1,090,232
売 上 総 利 益	5,787,008
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,647,792
営 業 利 益	1,139,216
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	62
受 取 手 数 料	8,519
助 成 金 収 入	2,320
雑 収 入	1,396
	12,298
営 業 外 費 用	
自 己 株 式 取 得 費 用	989
支 払 補 償 費	1,135
雑 損 失	24
	2,149
経 常 利 益	1,149,365
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	327
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,598
	4,925
税 引 前 当 期 純 利 益	1,144,439
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	477,264
法 人 税 等 調 整 額	△35,103
	442,161
当 期 純 利 益	702,278

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計
2021年4月1日残高	439,608	405,302	405,302
事業年度中の変動額			
新株の発行（新株予約 権の行使）	58	58	58
当期純利益	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	—	—	—
事業年度中の変動額合計	58	58	58
2022年3月31日残高	439,667	405,361	405,361

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益 剰余金					
2021年4月1日残高	1,350,496	1,350,496	△371	2,195,035	1,469	2,196,505
事業年度中の変動額						
新株の発行（新株予約 権の行使）	—	—	—	117	—	117
当期純利益	702,278	702,278	—	702,278	—	702,278
自己株式の取得	—	—	△500,057	△500,057	—	△500,057
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	702,278	702,278	△500,057	202,338	—	202,338
2022年3月31日残高	2,052,774	2,052,774	△500,428	2,397,374	1,469	2,398,843

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

弁護士ドットコム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢 治 博 之
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 新 井 慎 吾
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、弁護士ドットコム株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

弁護士ドットコム株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	唐	樋	和	明	Ⓜ
監査役 (社外監査役)	須	田	仁	之	Ⓜ
監査役 (社外監査役)	阿	久	津	操	Ⓜ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、定款第12条第2項を追加するものであります。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主さまなど多くの株主さまが出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款の一部を次のとおり変更するものであります。
 - ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定を設けるものであります。
 - ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 2022年4月1日付の「代表取締役の異動に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、この度、代表取締役が1名になることから関連条文を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役(複数の場合には、あらかじめ取締役会において指定された代表取締役とする。)</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>② <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役（複数の場合には、あらかじめ取締役会において指定された代表取締役とする。）</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(略)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(略)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役（複数の場合には、あらかじめ取締役会において指定された代表取締役とする。）</u>が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、<u>取締役社長</u>が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(略)</p>
	<p>(附則)</p> <p>1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役9名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	もとえ たいちろう 元 榮 太一郎 (1975年12月14日生)	<p>2001年10月 アンダーソン・毛利法律事務所（現：アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）入所</p> <p>2005年1月 元榮法律事務所（現：弁護士法人Authense法律事務所）設立</p> <p>2005年7月 オーセンスグループ株式会社（現：当社）設立 当社代表取締役就任</p> <p>2013年2月 弁護士法人Authense法律事務所代表社員就任（現任）</p> <p>2014年3月 TIM株式会社（現：Authense Holdings株式会社）設立 代表取締役就任</p> <p>2016年7月 参議院議員（現任）</p> <p>2017年6月 当社代表取締役会長就任</p> <p>2020年9月 財務大臣政務官就任</p> <p>2021年10月 Authense Holdings株式会社代表取締役就任（現任） Authense Consulting株式会社設立 代表取締役就任（現任）</p> <p>2021年12月 当社代表取締役会長就任（現任） 参議院文教科学委員長就任（現任）</p> <p>2022年3月 株式会社ユニバーサルスポーツジャパン代表取締役会長就任（現任）</p> <p>（現在当社代表取締役会長） [重要な兼職の状況] 弁護士法人Authense法律事務所 代表社員 Authense Holdings株式会社 代表取締役 Authense Consulting株式会社 代表取締役 参議院議員 参議院文教科学委員長 株式会社ユニバーサルスポーツジャパン 代表取締役</p>	4,881,100株
2	うちだ ようすけ 内 田 陽 介 (1977年2月28日生)	<p>2000年4月 三菱商事株式会社入社</p> <p>2000年11月 株式会社アイシービー入社</p> <p>2003年11月 株式会社カクコム入社</p> <p>2004年6月 有会社コアプライス （現：株式会社カクコム・インシュアランス）取締役就任</p> <p>2006年6月 株式会社カクコム取締役就任</p> <p>2014年12月 株式会社みんなのウェディング（現：株式会社エニマリ）代表取締役社長兼CEO就任</p> <p>2015年8月 株式会社アコード・ベンチャーズ取締役就任（現任）</p> <p>2015年10月 当社取締役就任</p> <p>2017年6月 当社代表取締役社長就任（現任）</p> <p>（現在当社代表取締役社長）</p>	118,100株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
3	たがみ よしかず 田 上 嘉 一 (1978年5月4日生)	2004年10月 2013年1月 2015年7月 2017年4月 2019年6月 2022年5月	アンダーソン・毛利法律事務所（現：アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所 グリー株式会社入社 当社入社 当社執行役員就任 当社取締役就任（現任） ハイアス・アンド・カンパニー株式会社取締役就任（現任） （現在当社取締役）	-株
4	たちばな だいち 橋 大 地 (1985年10月4日生)	2012年6月 2014年6月 2014年9月 2015年11月 2018年4月 2019年6月	株式会社サイバーエージェント入社 GVA法律事務所（現：弁護士法人GVA法律事務所）入所 株式会社アップランド監査役就任（現任） 当社入社 当社執行役員就任 当社取締役就任（現任） （現在当社取締役）	500株
5	わたなべ ようすけ 渡 邊 陽 介 (1978年12月29日生)	2004年4月 2007年8月 2008年11月 2012年5月 2015年10月 2016年6月 2021年7月	エン・ジャパン株式会社入社 株式会社イトクロ入社 株式会社オロ入社 当社入社 当社執行役員就任 当社取締役就任 株式会社mov取締役就任（現任）	1,000株
6	さわだ まさおき 澤 田 将 興 (1984年11月9日生)	2008年4月 2013年10月 2014年3月 2020年7月	SBIイー・トレード証券株式会社（現：株式会社SBI証券）入社 パラカ株式会社入社 当社入社 当社執行役員就任（現任） （現在当社執行役員）	-株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
7	いしまる ふみひこ 石 丸 文 彦 (1975年 5 月 7 日生)	1999年 4 月 株式会社ジャフコ (現: ジャフコ グループ 株式会社) 入社 2001年10月 株式会社大前・ビジネス・ディベロップメン ツ入社 2003年 7 月 株式会社カカコム入社 2005年 6 月 スパークス・グループ株式会社入社 2010年 4 月 株式会社サイバーエージェント・ベンチャー ズ (現: 株式会社サイバーエージェント・キ ャピタル) 入社 2012年 1 月 株式会社デジタルガレージ執行役員就任 2012年 6 月 株式会社DGインキュベーション (現: 株式会 社DGベンチャーズ) 取締役就任 2012年 7 月 当社取締役就任 2013年 9 月 当社取締役就任 (現任) 2014年 7 月 株式会社DGインキュベーション (現: 株式会 社DGベンチャーズ) 取締役COO就任 2015年 6 月 株式会社アコード・ベンチャーズ設立 代表取締役就任 (現任) (現在当社取締役) [重要な兼職の状況] 株式会社アコード・ベンチャーズ 代表取締役	7,000株
8	むらかみ あつひろ 村 上 敦 浩 (1975年 1 月 9 日生)	1998年 5 月 アンダーセンコンサルティング株式会社 (現: アクセンチュア株式会社) 入社 2002年10月 株式会社アロウズコンサルティング (現: EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株 式会社) 入社 2004年10月 株式会社カカコム入社 2012年 6 月 同社取締役就任 2014年 8 月 当社取締役就任 (現任) 2019年 7 月 株式会社カカコム取締役執行役員就任 (現 任) (現在当社取締役) [重要な兼職の状況] 株式会社カカコム 取締役執行役員	-株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
9	うののやま かつや 上野山 勝也 (1982年7月18日生)	<p>2007年4月 株式会社ボストンコンサルティンググループ (現：ボストン・コンサルティング・グループ合同会社) 入社</p> <p>2012年10月 株式会社AppReSearch設立（現：株式会社PKSHA Technology）取締役就任</p> <p>2014年4月 東京大学消費インテリジェンス寄付講座特任助教就任</p> <p>2016年6月 株式会社PKSHA Technology代表取締役就任（現任）</p> <p>2016年10月 株式会社BEDORE（現：株式会社PKSHA Workplace）取締役就任</p> <p>2019年7月 株式会社アイテック取締役就任（現任）</p> <p>2021年6月 株式会社アシリレラ取締役就任（現任） 当社取締役就任（現任） 株式会社PRAZNA（現：株式会社PKSHA Communication）取締役就任（現任）</p> <p>2021年10月 株式会社PKSHA Workplace代表取締役就任（現任）</p> <p>（現在当社取締役） [重要な兼職の状況] 株式会社PKSHA Technology 代表取締役 株式会社PKSHA Workplace 代表取締役 株式会社アイテック 取締役 株式会社アシリレラ 取締役 株式会社PKSHA Communication 取締役</p>	-株

- (注) 1. 渡邊陽介氏および澤田将興氏は新任の取締役候補者であります。
2. 元榮太郎氏は、弁護士法人Authense法律事務所の代表社員であり、当社と同法人との取引関係は、当社による同法人のサービス利用、同法人による当社の弁護士支援サービス、クラウドサイン、および広告その他サービスの利用、ならびに広報業務における相互協力であり、また、同氏は、Authense Holdings株式会社代表取締役であり、当社と同社との取引関係は、同社による当社のクラウドサインの利用であります。
3. 元榮太郎氏は、当社の親会社等に該当いたします。
4. 石丸文彦氏、村上敦浩氏および上野山勝也氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は石丸文彦氏、村上敦浩氏および上野山勝也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 石丸文彦氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏のベンチャーキャピタルにおける投資経験や経営経験に基づく当社の経営全般に対する助言を通じて、在任期間中に当社の経営体制が更に強化できたものと判断し、また、今後においても当該役割に期待し、社外取締役としての再任をお願いするものであります。
- 村上敦浩氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏のコンサルティング会社および事業会社でのビジネス経験および経営経験に基づく当社の経営全般に対する助言を通じて、在任期間中に当社の経営体制が更に強化できたものと判断し、また、今後においても当該役割に期待し、社外取締役としての再任をお願いするものであります。
- 上野山勝也氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の事業会社における経営経験および専門知識に基づく当社の経営全般に対する助言を通じて、当社の経営体制が更に強化できたものと判断し、また、今後においても当該役割に期待し、社外取締役としての再任をお願いするものであります。

6. 石丸文彦氏、村上敦浩氏および上野山勝也氏は現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、それぞれ8年9ヶ月、7年10ヵ月および1年であります。
7. 当社は社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第29条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結できる旨を定めており、現在石丸文彦氏、村上敦浩氏および上野山勝也氏と責任限定契約を締結しております。石丸文彦氏、村上敦浩氏および上野山勝也氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	唐 樋 和 明 (1955年8月17日生)	1978年4月 株式会社三井銀行（現：株式会社三井住友銀行） 入行 2000年10月 株式会社マツモトキヨシ入社 2003年6月 同社取締役就任 2007年10月 株式会社フージャースコーポレーション入社 2009年6月 株式会社エスクリ監査役就任 2013年9月 当社監査役就任（現任） (現在当社監査役)	一株
2	須 田 仁 之 (1973年7月21日生)	1996年4月 イマジニア株式会社入社 1997年10月 ジェイ・スカイ・ビー株式会社 (現：スカパーJSAT株式会社) 入社 1999年8月 株式会社デジタルクラブ（現：ブロードメディア株式会社）入社 2002年10月 株式会社アエリア取締役就任 2013年2月 当社監査役就任（現任） 2015年11月 株式会社グッドパッチ監査役就任（現任） 2017年12月 and factory株式会社取締役就任 (現在当社監査役)	13,000株
3	阿久津 操 (1958年1月15日生)	1980年4月 株式会社日本リクルートセンター（現：株式会社リクルートホールディングス）入社 1995年7月 株式会社エイブル入社 1997年8月 株式会社プラザクリエイト（現：株式会社プラザクリエイト本社）入社 1999年7月 株式会社バックスグループ入社 2002年3月 株式会社アパマンショップネットワーク（現：APAMAN株式会社）入社 2004年3月 株式会社ココブリーズ設立 代表取締役就任（現任） 2006年2月 株式会社博展監査役就任 2009年3月 株式会社リブセンス監査役就任 2014年6月 当社監査役就任（現任） 2015年5月 BASE株式会社監査役就任 2015年12月 キャスティングロードホールディングス株式会社（現：CRGホールディングス株式会社）監査役就任 2018年7月 AI inside株式会社監査役就任 2021年6月 AI inside株式会社取締役（監査等委員）就任（現任） 2022年3月 株式会社プラン・ドゥ監査役（現任） (現在当社監査役) [重要な兼職の状況] 株式会社ココブリーズ代表取締役	一株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者唐樋和明氏、須田仁之氏、および阿久津操氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第40条において、社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結できる旨を定めており、現在唐樋和明氏、須田仁之氏、および阿久津操氏と責任限定契約を締結しております。唐樋和明氏、須田仁之氏、および阿久津操氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 唐樋和明氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関および事業会社で培った経験を活かして当社の監査業務に従事していただくことで、在任期間中に当社の監査体制が更に強化できたものと判断し、また、今後においても当該役割に期待し、社外監査役としての再任をお願いするものであります。
- 須田仁之氏を社外監査役候補者とした理由は、事業会社で培った豊富な知識や経験および経営に対する高い見識を活かして当社の監査業務に従事していただいたことで、在任期間中に当社の監査体制が更に強化できたものと判断し、また、今後においても当該役割に期待し、社外監査役としての再任をお願いするものであります。
- 阿久津操氏を社外監査役候補者とした理由は、事業会社の人事部門を中心として培った経験と監査役としての高い見識を活かして当社の監査業務に従事いただいたことで、在任期間中に当社の監査体制が更に強化できたものと判断し、また、今後においても当該役割に期待し、社外監査役としての再任をお願いするものであります。
5. 唐樋和明氏、須田仁之氏および阿久津操氏は現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、それぞれ8年9ヶ月、9年4ヶ月および8年であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役の報酬限度額の改定の件

当社の取締役の報酬額につきましては、2013年6月28日開催の株主総会で報酬限度額を年間総額1億円以内にご承認いただき今日に至っております。

この度、取締役の1名増員を本総会に提案させていただいております。これに加え、取締役の責務や期待される役割が増大すること等を勘案し、取締役の報酬限度額を年間総額3億円以内(うち社外取締役分は年額5,000万円以内)と改定することにつきご承認をお願いするものであります。

また、当社は取締役会において取締役の報酬の決定方針を決議しており、その概要は事業報告に記載のとおりであります。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に沿うものであり相当なものであると判断しております。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役の員数は8名(うち社外取締役3名)ですが、取締役選任議案を原案どおりご承認いただいた場合、本議案の対象となる取締役は9名(うち社外取締役3名)となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区赤坂九丁目7番1号

東京ミッドタウン・カンファレンス（ミッドタウン・タワー4階）Room 7

電話 03-3475-3103



地下鉄をご利用の場合 以下の最寄り駅より、東京ミッドタウンへお越しください。

- ・都営大江戸線「六本木駅」8番出口より直結
- ・東京メトロ日比谷線「六本木駅」より地下通路にて直結
- ・東京メトロ千代田線「乃木坂駅」3番出口より徒歩約3分
- ・東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」1番出口より徒歩約10分

※日比谷線「六本木駅」より車椅子・ベビーカーにてお越しの場合、4a出口より地上からお越しください。

